

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に対して提出された御意見及び総務省の考え方
(令和7年9月16日～同年10月20日意見募集)

No.	意見 提出者	提出された御意見	総務省の考え方	命令等への 反映の有無
1	個人	小売物価統計調査は、消費者物価指数（CPI）の精度を高め、国民生活の実態を反映する重要な仕組みです。 しかし、スマートフォン端末の価格高騰、コンビニの割高感、食品廃棄前の値引き消極性が、消費者の物価負担感を十分に捉えていないと感じます。以下の提案をガイドラインに反映し、統計の公平性と透明性を強化してください。 1. スマートフォン価格の実態反映 スマートフォン端末の高騰（例：最新モデル）がCPIに適切に反映されていません。大手通信事業者の利益優先の価格設定が、物価上昇を過小評価するリスクがあります。「携帯電話機」品目をハイエンド・ミドルレンジに細分化し、実売価格（割引やオンライン販売価格）を調査対象に含めてください。 例：2024年総務省データで、オンライン購入が40%超。実態に合った価格収集で、若年層や単身世帯の負担を正確に反映できます。 2. コンビニ商品の割高感への対応 コンビニの弁当や飲料は、都市部の単身世帯や高齢者の生活コストに大きく影響しますが、定価の高さが過大評価を招く恐れがあります。コンビニ固有品目（例：おにぎり、弁当）を追加し、都	1 及び 2 本調査の価格調査の調査対象店舗（事業所）は、調査品目ごとに販売数量が多い又は従業者規模等が大きい店舗を代表的な店舗と判断し、調査対象店舗として選定しています。 また、調査品目の品質や機能の差を除いた純粋な価格変化を的確に把握するため、調査対象とすべき商品の銘柄（品質、性能、特性（特徴））を基本銘柄として規定し、調査を実施しています。 基本銘柄は次の4つの基準を満たすように設定しています。 ・その品目の価格変動を代表する銘柄（代表性） ・全国的に出回っている銘柄（市場性） ・継続して調査が可能な銘柄（継続性） ・調査員が識別しやすい銘柄（実地調査の容易性） 調査品目及び基本銘柄については、以下のリンク先にて御確認いただけます。 https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/3.html 今後も調査銘柄については、上記4点を総合的に勘案し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適切に行っていきます。	無

		市部・地方の価格差を反映する調査を強化してください。地域別のウェイト調整で、物価統計の精度が向上します。 3. 値引き実態の反映と食品ロス対策 スーパーやコンビニの廃棄前値引きやアプリクーポンが増える中、定価調査だけでは実売価格と乖離します。食品ロス削減の観点からも、値引き価格を調査対象に追加してください。例：英国のCPIでは、値引き実態を一部反映（2023年）。これにより、消費者負担の実態を捉え、食品ロス削減の政策とも連携できます。 【結論】 スマートフォンやコンビニ商品、値引き実態をCPIに反映することで、物価統計が国民生活をより正確に表現し、賃金や社会保障政策に活かれます。総務省には、大手事業者の利益優先を牽制し、消費者視点の統計構築を求めます。	3 本調査では、調査対象店舗で特売が実施されている調査品目については、特売期間が8日以上の場合に特売価格を調査することとしています。 小売物価統計調査の主な目的の一つは、消費者物価指数を作成するのに必要な価格を取集することです。消費者物価指数は、各月における全ての商品の平均的な価格変動を捉えることを目的にしており、各調査銘柄とその調査価格は、その銘柄が属している品目の平均的な価格変動を代表するように選定する必要があります。 短期間の特売価格は、当該銘柄の月間の価格を代表するものではなく、また、通常、短期間の特売は特定の商品にだけ適用されるため、当該銘柄の特売価格は、当該品目の全商品の平均的な価格変動とは異なるため、短期間の特売の価格を除外することとしています。	
2	個人	携帯電話通信料について、いわゆる格安SIMと大手では大きく異なるため統計上分けて調査したほうが有意ではないか。 携帯電話通信料を携帯電話通信料（MVNO）と携帯電話通信料（MNO）に分けてはどうか。	本調査の調査対象店舗（事業所）及び基本銘柄の設定については、NO. 1の意見の1及び2に対する総務省の考え方のおりとなります。	無
3	個人	高等学校授業料は（公立）と（私立）で網羅されているのに、大学授業料は（国立）と（私立）の2択で、公立の大学を除いているのはなぜか。変更後の品目では国立ではない公立の大学授業料について調査が漏れてしまうのではないか。	本調査の調査対象店舗（事業所）及び基本銘柄の設定については、NO. 1の意見の1及び2に対する総務省の考え方のおりとなります。 なお、「高等学校授業料」（公立・私立）及び「大学授業料」	無

			(国立・私立)については、それぞれ、現行の調査銘柄として設定しているものを小売物価統計調査の調査品目として分割するように名称変更を行うものであり、品目名を変更することによって調査対象の範囲が変更になることはありません。	
--	--	--	---	--

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。